

第5章 国税の還付及び還付加算金

第1節 国税の還付

学習のポイント

- 1 国税の還付金等とはどのようなものか
- 2 充当とはどのようなものか

1 還付金等の種類

国税の還付には、還付金の還付と過誤納金の還付の二種類があり、還付金と過誤納金を併せて還付金等という（通56①）。

(1) 還付金

還付金は、国税に関する法律において、予定（中間）的に納付することが義務付けられている税額が後日確定額を超えることとなった場合などに還付するものである。

なお、主な還付金は次表のとおりである。

区 分	還 付 金 の 内 容	根 拠 条 文
予定的な納税義務が確定したことに基づくもの	所得税の予納税額の還付金	所139①②、160①②③
	法人税の中間納付額の還付金	法79①②、134①②
	消費税の中間納付額の還付金	消53①、55①②
税額を通算して計算するため認められるもの	所得税法における源泉徴収額などの還付金	所138①、159①②
	法人税法における所得税額の還付金	法78①、133①
	消費税法における消費税額の控除不足の還付金	消52①、54①
所得を通算して計算するため認められるもの	所得税法における純損失の繰戻しによる還付金	所140①、141①
	法人税法における欠損金の繰戻しによる還付金	法80①
租税負担の適正化を図るために認められるもの	酒税などの課税物件が戻し入れされたことなどによる還付金	酒30④⑤、揮17③④、石15④⑤、地揮9①、油12③④、た16④⑤
	災害を受けたことによる還付金	災3②③、7④、9①
	仮装経理に基づく過大申告の場合の還付金	法135②③⑦
主として政策的理由に基づいて認められるもの	たばこ税などの課税済物品の輸出などをした場合の還付金	た15①

(2) 過誤納金

還付金が各税法の定めに基づいて発生するのに対して、過誤納金は、法律上、国税として納付すべき原因がないのに納付された金額で、国の一種の不当利得に係る返還金である。

なお、この過誤納金は、次の二つに分かれる。

イ 過納金

過納金は、納付時には納付すべき確定した国税があったが、減額更正や不服審査の裁決などにより、後になってその納付すべき国税が減少した結果、発生するものである。

ロ 誤納金

誤納金は、国税として納付されたが、それに対応する国税債務がない場合に発生するものであり、次がその例である。

- ① 納付すべき国税の確定前に納付があった場合
- ② 納付すべき税額は確定しているが、納期開始前に納付があった場合（これらの納付金で予納要件に該当するものを除く。）
- ③ 確定した納付すべき税額を超えて納付があった場合

2 国税の還付

(1) 金銭による還付

還付金等があるときは、印紙納付又は物納など当初の納付手段にかかわらず、遅滞なく金銭で還付するのが原則である（通56①）。

(2) 還付を受ける者

還付を受ける者は、原則として還付金の原因となった国税及び過誤納の国税を納付した者である。

3 還付金等の未納国税への充当

(1) 充当の意義

還付金等が発生した場合、その還付を受ける者に納付すべき国税が別にあるときは、納税者の意思にかかわらず、その還付をしないで、その納付すべき国税に充てる。これを**充当**といい、国税債権を消滅させる一つの行為として、民法の相殺に類似する効力がある（通57①、民505）。

ただし、民法の相殺は、当事者の一方から他方に対する意思表示によって行われ、相殺を禁止する旨の特約があるときは相殺ができないのに対し、未納の国税への充当は、強行規定によるものであるため、当事者の反対の意思表示は許されない。

(2) 充当の効果及び充当適状

充当があった場合には、充当をするのに適することとなった時（これを「**充当適状の時**」という。）に、その充当をした還付金等に相当する国税の納付があったものとみなされる（通57②）。充当が行われた場合には、充当適状の時に遡って効力を生じ、

充当適状の時に、充当をした還付金等とその還付金等に相当する額の納付すべき税額とが相互に同額で消滅する。充当適状の時は、原則として、充当される国税の法定納期限と還付金等が生じた時とのいずれか遅い時である（通57②、通令23①）。

(3) 充当の手続

還付金等を未納の国税に充当する場合は、その国税に本税のほか、延滞税又は利子税があるときは、まず本税に優先的に充当する（通57①）。

また、納税者に対して、**充当通知書により通知**する（通57③）。

【参考】

充当適状の時の一覧表

区分	内	容
原則	納付すべき国税の法定納期限と還付金等が生じた時とのいずれか遅い時（通令23①本文）	次に掲げる国税については、左記にかかわらず各々の期限と還付金等が生じた時とのいずれか遅い日
特例	次に掲げる国税については、それぞれ次に掲げる時と還付金等が生じた時とのいずれか遅い時 1 法定納期限後に納付すべき税額が確定した国税（過怠税を含み4を除く）（通令23①一） (1) 申告があった時 (2) 更正、決定通知書又は納税告知書を発した時 2 法定納期限前に繰上請求がされた国税（通令23①二） 繰上請求期限 3 法定納期限後に納税告知書が発せられた源泉徴収等による国税など（通令23①四） 納税告知書を発した時 4 加算税（通令23①六） 賦課決定通知書を発した時 5 保証人又は第二次納税義務者として納付すべき国税（通令23①七） 納付通知書を発した時 6 滞納処分費（通令23①八） その生じた時	1 災害などによる納期限の延長があった国税（通11）……………延長期限 2 災害による相当な損失の場合の納税の猶予に係る国税（通46①）……………猶予期限 3 延納に係る国税（所131、132、相38）……………延納期限

【参考法令・通達番号】

通基通(徴)57-1、-2

第2節 還付加算金

学習のポイント

還付加算金とはどのようなものか

1 還付加算金の意義

国税の納付遅延に対し延滞税が課されることとの権衡等から、還付金等には一種の利息に当たる金額を加算する。この金額が**還付加算金**である（通58）。

2 還付加算金の計算

還付金等には、次の表にある起算日から還付の支払決定日又は充当日（充当日前に充当適状日がある場合は、その充当適状日）までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントと特例基準割合（49ページ参照）のいずれか低い割合の還付加算金を加算される（通58①、措95）。

【参考】

還付加算金の起算日一覧表

還付金等の区分	還付加算金の起算日
1 還付金及び次に掲げる過納金 (1) 更正・決定又は賦課決定により確定した税額が減額されたことにより生じた過納金（次の2の過納金を除く。）（通58①ーイ） (2) 納税の告知がされた確定手続を要しない国税が減額されたことにより生じた過納金（通58①ーロ） (3) 所得税の予定納税額が減額されたことにより生じた過納金（通令24①ー一）	還付金又は過納金に係る国税の納付があった日（この日が法定納期限前である場合は法定納期限）の翌日（通58①ー一） （注）還付金については、上記のほか、各個別税法にも規定されている。
2 更正の請求に基づく更正により税額が減額されたことにより生じた過納金（通58①ー二）	更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過する日とその更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日の翌日（通58①ー二）
3 上記1及び2以外の次に掲げる過誤納金 (1) 申告により確定した税額が更正の請求によることなく更正により減額されたことにより生じた過納金（通令24②ー一） (2) 源泉徴収等による国税で納税の告知がされていないものの過誤納金（通令24②ー二） (3) その他の過誤納金	更正通知書を発した日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日（通58①ー三、通令24②ー一） 過誤納の事実を確認した日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日（通58①ー三、通令24②ー二） 過誤納金に係る国税の納付があった日（その日が法定納期限前であるときは法定納期限）の翌日から起算して1月を経過する日の翌日（通58①ー三、通令24②ー五）

(還付加算金の算式)

$$\left(\begin{array}{c} \text{還付すべき金額} \\ \downarrow \\ \left(\begin{array}{c} 10,000 \text{円未満の端数切捨て} \\ \text{(通120④)} \end{array} \right) \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} 7.3\% \text{又は} \\ \text{特例基準割合} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{税法に定められた日から支払決定日又は} \\ \text{充当日まで} \\ \hline 365 \end{array} \right) = \text{還付加算金の額}$$

\downarrow
 $\left(\begin{array}{c} 100 \text{円未満の端数切捨て} \\ 1,000 \text{円未満切捨て} \\ \text{(通120③)} \end{array} \right)$

3 還付加算金などの端数処理

還付金等及び還付加算金の端数処理は、次表のとおりである（通120）。

区 分	適用金額	端数処理方法
還 付 金 等	還付金等の金額	1円未満の端数切捨て 全額1円未満は1円
還 付 加 算 金	計算の基礎となる還付金等の金額	10,000円未満の端数切捨て 全額10,000円未満切捨て
	確定金額（支払うべき金額）	100円未満の端数切捨て 全額1,000円未満切捨て

【設例1-1】 減額更正により発生した過納金に対する還付加算金の計算（原則）

① 更正・決定等により確定した税額		340,000円
② 納付状況	7月15日	340,000円
③ 減額更正により確定した税額	9月30日	40,000円
④ 過納金（②-③）		300,000円
⑤ 還付のための支払決定	10月15日	

【答】

$300,000 \text{円} \times 7.3\% \times 92 \text{日 (7/16} \sim 10/15) \div 365 \text{日} = 5,520 \text{円}$
 100円未満の端数を切り捨てて5,500円となる。

【設例1-2】 減額更正により発生した過納金に対する還付加算金の計算（特例基準割合適用）

- ①～⑤は【設例1-1】と同じ。
 ⑥ 特例基準割合は、1.6%とする。

【答】

$300,000 \text{円} \times 1.6\% \times 92 \text{日 (7/16} \sim 10/15) \div 365 \text{日} = 1,209 \text{円}$
 100円未満の端数を切り捨てて1,200円となる。